

第3編 風水害防災計画

第1章 風水害の想定

第1節 過去の風水害

白老町は、地形の影響から年間降水量が多く、過去に度々台風、大雨等による被害に見舞われている。この原因としては台風や低気圧が北海道の西側や南側を通過すると東から南寄りの風が強くなり、高温多湿な気流が北の山地を上昇して雨雲が発達し大雨を降らせやすい条件となっていること等が考えられる。

昭和21年（1946年）以降の風水害等による主な被害状況は、資料編に掲載。

第2節 計画で想定する風水害

室蘭地方気象台における、白老町の降水量及び風速の観測値の極値・順位は、次のとおりである。

表 白老における降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第1位	第2位	第3位	統計期間
日降水量	442mm (1987.8.26)	240mm (1993.7.31)	198mm (1980.8.31)	1976年4月～ 2023年1月
日最大 1時間降水量	84mm (1987.8.26)	68mm (1983.9.25)	68mm (1979.10.3)	1976年4月～ 2023年1月
月降水量	746mm (1981.8)	701mm (1987.8)	540mm (1980.8)	1976年4月～ 2022年12月
日最大風速	23.6m/s 東南東 (2016.8.30)	23.0m/s 東南東 (2016.2.29)	22.5m/s 東南東 (2018.9.5)	1977年10月～ 2023年1月
日最大 瞬間最大風速	32.0m/s 東南東 (2018.9.5)	31.4m/s 東南東 (2016.8.30)	31.1m/s 東南東 (2016.2.29)	2008年8月～ 2023年1月

出典：気象庁

第2章 気象業務に関する計画

第1節 気象業務に関する計画

1 気象等の予報区と担当官署

気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報、警報、注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等で、白老町に關係するものは次のとおりである。

(1) 予報区

予報および警報・注意報の対象となる区域は、全国予報区、地方予報区、府県予報区、があり、全国予報区は気象庁本庁が担当する。

北海道においては、北海道地方予報区として札幌管区気象台が担当する。

北海道地方予報区は7つの府県予報区に分かれており、白老町は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。

府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
胆振・日高地方	胆振地方	胆振中部	白老町、登別市、室蘭市、苫小牧市

ア 「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

イ 「二次細分区域」とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

また、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。

ウ 海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする

エ 「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。



特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域

(2) 地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時間

気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時間は、次のとおりである。

担当官署	予警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回 (05.11.17時)
	地方週間天気予報	毎日2回 (11.17時)
	地方季節予報	
	早期天候情報	原則毎週2回 (月・木)
	1か月予報	毎週1回 (木)
	3か月予報	毎月1回
	暖候期予報	毎年1回 (2月)
	寒候期予報	毎年1回 (9月)
	地方気象情報	随時
室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	府県天気予報	毎日3回 (05.11.17時)
	地域時系列予報	毎日3回 (05.11.17時)
	府県週間天気予報	毎日2回 (11.17時)
	特別警報・警報・注意報	随時
	府県気象情報	随時

(3) 海上予報区

船舶の利用に適合する予報・警報は、海上予報区に発表される。海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区の中を12に分割した地方海上予報区からなっており、白老町沖合いの海域は、「北海道南方及び東方海上」のうちの「日高沖」に含まれ、札幌管区気象台が担当している。

海上予報区の細分区域

地方海上予報区名	細分海域	担当気象官署
北海道南方及び東方海上	日高沖	札幌管区気象台



地方海上予報区

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次のとおりである。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された場合、その旨を示して行う警報。 大雨が原因となる地面現象又は浸水によって、災害がおこるおそれのある場合は、それぞれ、地面現象警報又は浸水警報等の警報事項等を含める。表面雨量指数が警報基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表される。更に、特別警報の基準に到達することが予想される場合には、それぞれ、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害、土砂災害）」として発表する。なお、大雨特別警報は、危険部分布の技術を活用し、危険度が著しく高まっている市町村に対して発表している。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された場合、その旨を示して行う警報。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された場合、その旨を示して行う警報。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された場合、その旨を示して行う警報。
波浪特別警報	風浪、うねり等が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された場合、その旨を示して行う警報。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された場合、その旨を示して行う警報。

出典：気象庁

(イ) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	洪水により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために、河川の堤防・ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれが

種 類	概 要
	ある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。 ・津波又は高潮によって河口付近の河川の水が増し、災害が起こるおそれがある場合は、洪水警報・注意報ではなく津波又は高潮の警報等により警戒を呼びかける。
大雪警報	大雪により重大な災害のおそれのある旨を警告して行う予報。平地で12時間の降雪（平地で深さ40cm、山間部で50cm）を超えた場合に発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害のおそれのある旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね陸上で18m/s、海上で25m/を超える場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風より重大な災害のおそれのある旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね陸上で18m/s、海上で25m/を超える場合（どちらも雪による視程障害を伴うもの）。
波浪警報	風浪、うねりにより重大な災害のおそれのある旨を警告して行う予報。有義波高6.0m（北～北西風の場合は5.0m）を超える場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇に関する警報。潮位1.3mを超える場合。

出典：気象庁

(ウ) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。大雨警報（浸水害）は表面雨量指数基準10。大雨警報（土砂災害）は土壌雨量指数基準78を超えた場合に発表される。大雨特別警報欄参照。
洪水注意報	洪水により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。洪水警報参照。
大雪注意報	大雨により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。平地で12時間の降雪（平地で深さ20cm、山間部で30cm）を超えた場合に発表される。
強風注意報	強風により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。平均風速がおおむね陸上で12m/s、海上で15m/を超える場合。
風雪注意報	強風により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。平均風速がおおむね陸上で12m/s、海上で15m/を超える場合（どちらも雪による視程障害を伴うもの）に発表される。
波浪注意報	風浪、うねりにより災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。有義波高3.0mを超える場合に発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。潮位1.1mを超える場合に発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。視程が陸上で200m、海上で500m以下の場合に発表される。
雷注意報	落雷または雷に伴うひょう、突風などにより災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
乾燥注意報	空気の乾燥により火災の危険が大きいと予想される場合にその旨を注意して行う予報。最小湿度35%、実効湿度65%以下となる場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して

種 類	概 要
	<p>行う予報。</p> <p>①24時間降雪の深さ30cm以上</p> <p>②積雪の深さ40cm以上で、日平均気温5℃以上の場合に発表される。</p>
着氷注意報	<p>着氷により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、着氷が著しく通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p>船体着氷：水温4℃以下、気温-5℃以下で、風速8m/s以上。</p>
着雪注意報	<p>着雪により災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>
融雪注意報	<p>融雪により浸水・土砂災害などが起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p>
霜注意報	<p>霜により農作物に著しい被害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。最低気温3℃以下のときに発表される。</p>
低温注意報	<p>低温により農作物などに農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。通年：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続。</p>

出典：気象庁

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

イ 防災気象情報と警戒レベル

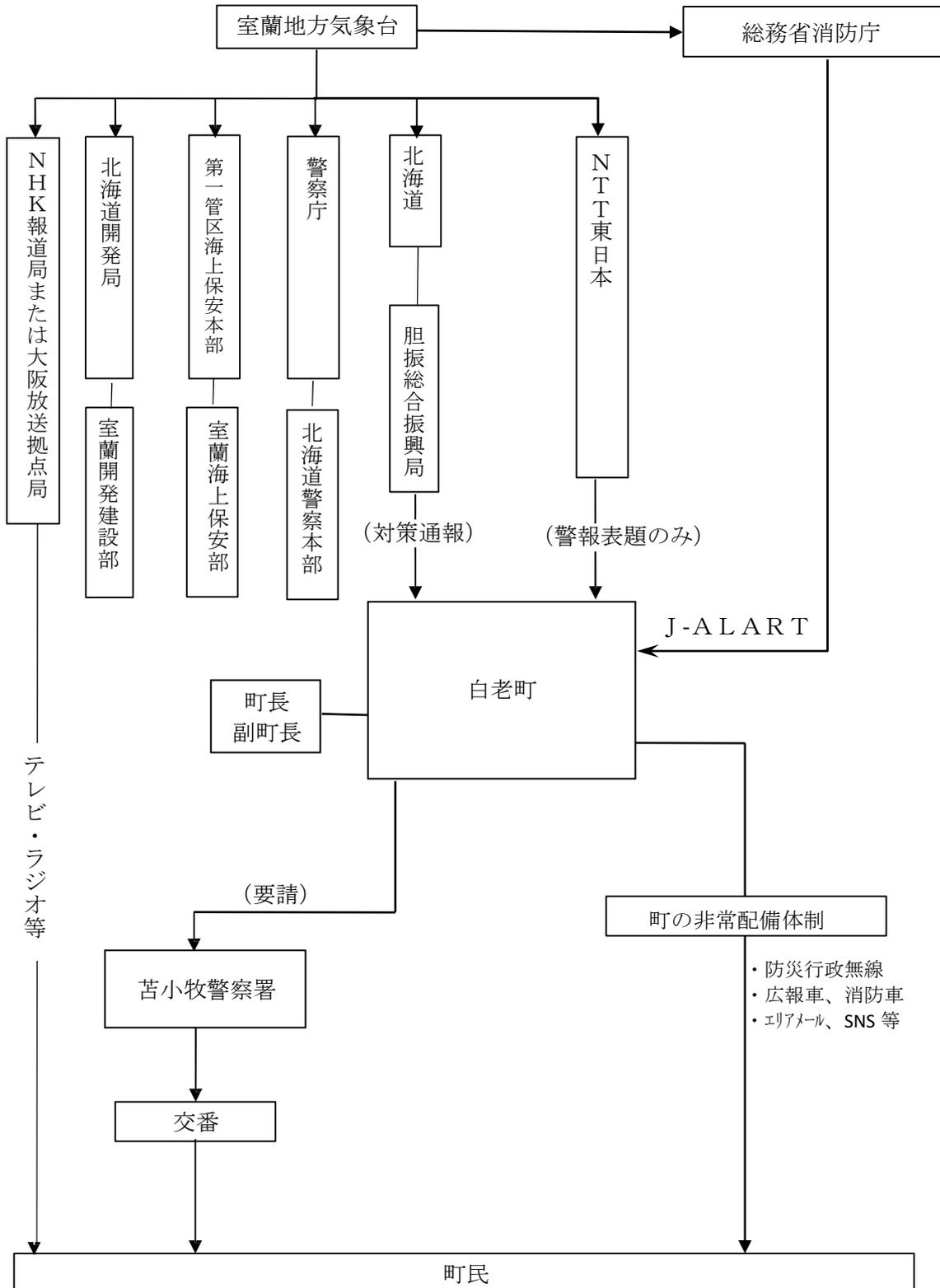
情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒） 	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布）「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） 	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自らの避難の判断をして下さい。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害） 洪水警報 キキクル（危険度分布）「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） 	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自らの避難の判断をしたりして下さい。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> キキクル（危険度分布）「注意」（黄） 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） <p>注：大雨、高潮に対して、「高」又は「中」が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。</p>	警戒レベル1

出典：気象庁

夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

ウ 特別警報・警報・注意報の伝達

気象警報等伝達系統図



エ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予防の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

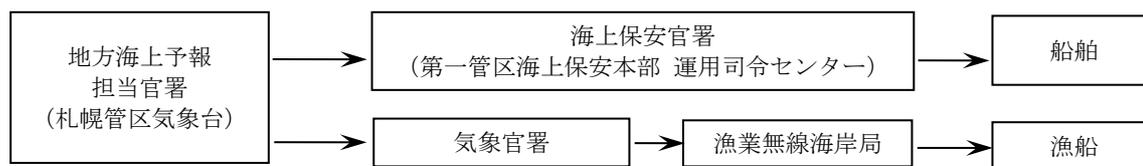
(2) 海上警報

ア 警報の種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表される。

海上警報の種類	説明	
海上台風警報	台風による風が最大風速 64 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 12 に相当。
海上暴風警報	最大風速 48 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 10 以上に相当。
海上強風警報	最大風速 34 ノット以上 48 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 8 又は 9 に相当。
海上風警報	最大風速 28 ノット以上 34 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 7 に相当。
海上濃霧警報	視程（水平方向に見通せる距離）0.3 海里（約 500m）以下（瀬戸内海は 0.5 海里（約 1 km 以下））。	
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上（現象名）警報」として警報を行うことがある。（例：海上着氷警報、海上うねり警報など。）	

イ 海上警報は、次の系統図により伝達する



- (注)
- ・気象官署（札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内）
 - ・漁業無線海岸局（稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙流（興部）、根室、釧路、岩内、余市、小樽、新星マリン（留萌）、北るもい（羽幌）、増毛）

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断の支援をするため、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 河川における水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表（水防法第2条第7項）。

水防法第16条第1項の規定により、北海道知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表する。白老町においては、白老川が指定されており、胆振総合振興局室蘭建設管理部が水防警報を発表する。

なお、白老川は水防法第13条第2項の規定により、北海道知事が指定した水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）である。

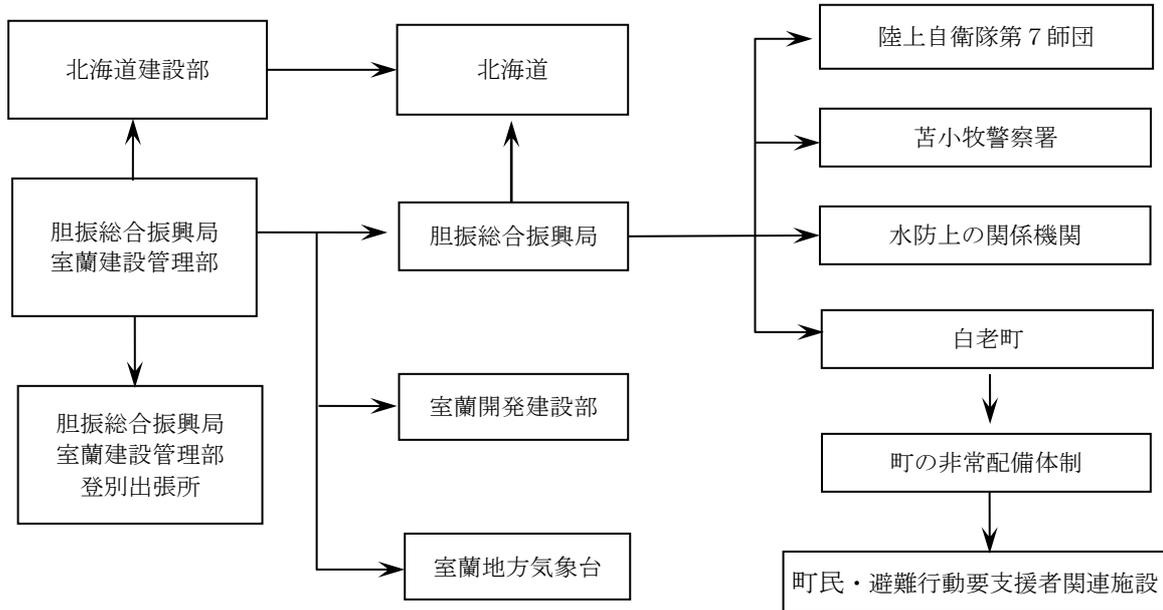
ア 白老川における水防警報の種類、内容、発表基準及び水位

種類	内容	発表基準	水位
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。	4. 9 8 m
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	5. 2 4 m
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	5. 5 9 m
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	5. 8 4 m
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	5. 2 4 m
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	-

イ 水位観測場所
大昭和下流（白老町字白老地先）

ウ 水防警報の伝達

水位周知河川（白老川）についての水防警報は、胆振総合振興局室蘭建設管理部が発表し、伝達は次による。



(5) 海岸における水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報は、国が発表する。白老町においては、胆振海岸が指定されており、北海道開発局室蘭開発建設部が水防警報を発表する。

ア 胆振海岸（白老海岸）の水防警報の種類、内容、発表基準

(ア) 種類、内容

波浪の場合

発令種類	行動内容
待機・準備	待機準備発令と同時に、当番の消防職員（以下、職員と称す）が出動準備態勢（水防団の準備、水防資機材の整備、避難場所の再確認、輸送の再確認）を整える。また、情報収集を行い、必要に応じて勤務時間外の職員を必要数動員する。さらに、あらかじめ出動地点及びルートを選定しておく。
出動	出動要請の連絡を受け、出動地点までのルートの安全を確認したうえで出動する。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警戒し、避難誘導・浸水対策等の水防活動を実施しながら、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保を開始する。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保したうえで、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う。
距離確保解除	水防活動を実施するうえで、激しい越波が解消したと判断されるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(イ) 発表基準

発令種類	白老地区	北吉原地区
待機・準備	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 以上かつ有義波周期 10.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 以上かつ有義波周期 8.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.5m 以上かつ有義波周期 10.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.5m 以上かつ有義波周期 9.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保準備	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.3m 以上かつ有義波周期 11.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.3m 以上かつ有義波周期 10.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 以上かつ有義波周期 12.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等により越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 以上かつ有義波周期 10.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等により越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保解除	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 未満かつ有義波周期 12.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動をするうえで激しい越波による危険が解消したと判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 未満かつ有義波周期 10.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動をするうえで激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満または有義波周期 10.0s を下回り気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満または有義波周期 8.5s を下回り気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

(ウ) 津波の場合

発令種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要が認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸状況が解消したと認めるとき。

イ 基準観測所及び諸元

【通常時】 苫小牧港波浪観測所における水防警報発表基準

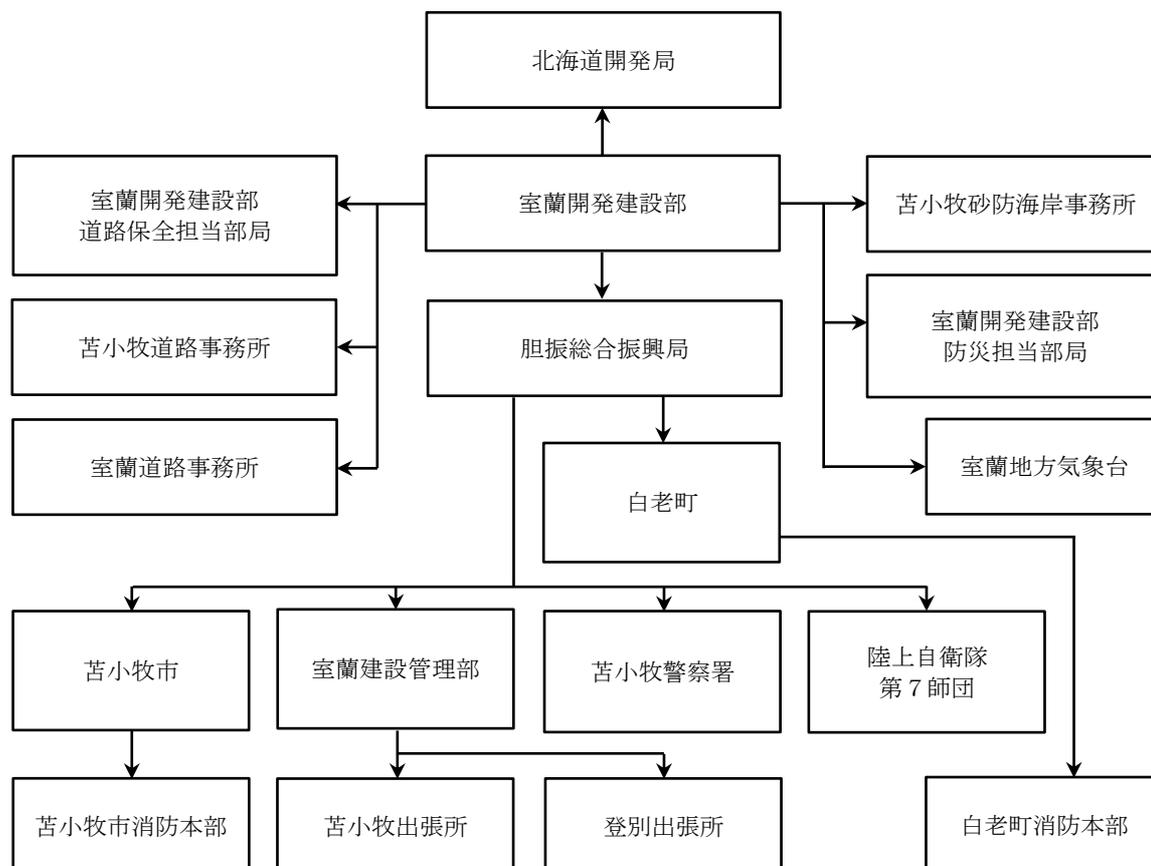
地 区	苫小牧港波浪観測所（北緯 42° 32′ 39″ 東経 141° 26′ 46″）				
		待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保
白老地区 (別々川～白老川)	有義波高	3.1m	3.5m	4.3m	4.9m
	有義波周期	10.0s	10.5s	11.5s	12.0s
北吉原地区 (白老川～敷生川)	有義波高	3.1m	3.5m	4.3m	4.8m
	有義波周期	8.5s	9.0s	10.0s	10.5s

【苫小牧港波浪観測所が使用できない場合】 虎杖浜波浪観測所における水防警報発表基準

地 区	虎杖浜波浪観測所（北緯 42° 27′ 59″ 東経 141° 14′ 58″）				
		待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保
白老地区 (別々川～白老川)	有義波高	3.7m	3.9m	4.8m	5.2m
	有義波周期	8.5s	9.0s	10.5s	11.0s
北吉原地区 (白老川～敷生川)	有義波高	3.3m	3.6m	4.1m	4.6m
	有義波周期	10.0s	10.5s	11.5s	12.0s

ウ 水防警報の伝達

胆振海岸（白老海岸）についての水防警報は、北海道開発局室蘭開発建設部が発表し、伝達は次による。



(6) 火災気象通報

室蘭地方気象台は、消防法第 22 条の規定に基づき火災気象通報の発表及び終了の通報を

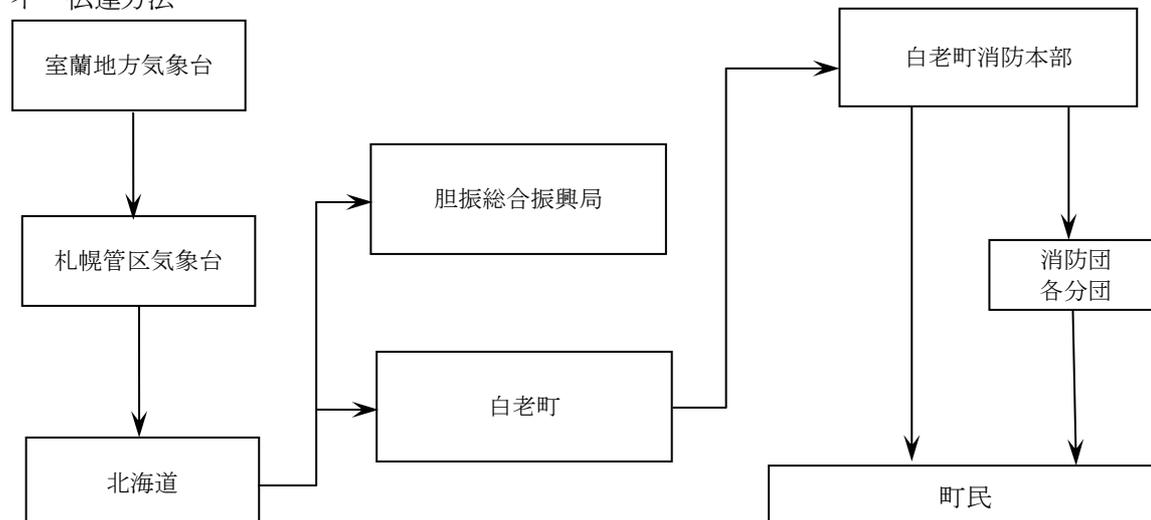
行う。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

ア 室蘭地方気象台の発表基準

実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合。なお、平均風速が基準以上の予測であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達方法



(7) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（胆振地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（胆振日高地方など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する情報。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

※ 土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

※ 浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

※ 洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやす

い気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務

災害が発生し、又は気象等特別警報・警報及び注意報等が発表されている場合等において、河川の増水、看板やトタンの飛来又は崖崩れ等の災害時の異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を次のいずれかに通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

- ア 苫小牧警察署
- イ 室蘭海上保安部
- ウ 白老町消防本部
- エ 白老町防災担当部局

(2) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長（防災担当部局職員）に通報するとともに、その職務に応じた必要な措置を実施するものとする。

(3) 町長の通報

町長（防災担当部局職員及び消防職員）は、（1）及び（2）により通報を受けたときは、必要により次の措置をとるものとする。

- ア 室蘭地方気象台へ報告すること。
- イ 胆振総合振興局へ報告すること。
- ウ 町の担当部局に対して、必要な応急対策の実施を依頼すること。
- エ 国、道その他の関係機関に対して、必要な応急対策の実施を要請すること。

第3章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

また、風水害における道路・急傾斜地・港湾等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

第2節 水害予防計画

水害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、次に定めるところによる。

1 現況

- (1) 本町の沿岸は、社台から虎杖浜にかけて太平洋に面した海岸と白老港・登別漁港からなり、津波、高潮の危険性が想定されている。また、別々川、社台川、白老川、ウヨロ川、ブウベツ川、フシコベツ川、敷生川の2級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計64河川を有し、水防法第14条により町内2級河川（7河川）に対して浸水想定区域が指定されている。

特に水防上警戒を要する河川は、2級河川の白老川で水位周知河川に指定されている。また、平成26年9月には、局地的な短時間大雨等によりウヨロ川、飛生川で河川氾濫や決壊による洪水被害を受け、警戒が必要な河川となっている。

※ 河川の現況を資料編に掲載。

2 予防対策

- (1) 町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。
- ア 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。
 - イ 特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。
 - ウ 町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。
 - エ 気象等特別警報、警報、注意報、情報等を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、SNS、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化を図るとともに水防上警戒を要する区域の指定の促進や水防

資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(2) 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア 浸水想定区域等

(ア) 河川

水系名	河川名	指定年月日	浸水想定区域図
別々川水系	別々川	令和4年11月8日	資料編に掲載
社台川水系	社台川	令和4年11月8日	
白老川水系	白老川	平成31年3月22日	
	ウヨロ川	令和4年11月8日	
	ブウベツ川	令和4年11月8日	
フシコベツ川	フシコベツ川	令和4年11月8日	
敷生川	敷生川	令和4年11月8日	
ポンアヨロ川	ポンアヨロ川	令和4年11月8日	

(イ) 海岸

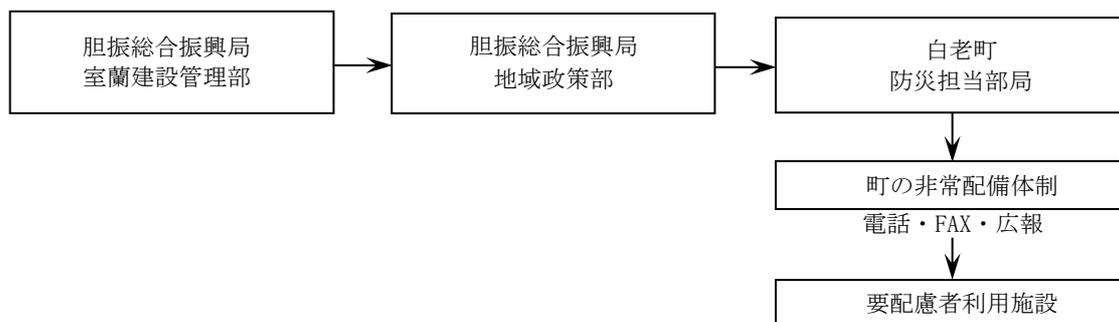
沿岸名	海岸名	指定年月日	水防警報区間
日高胆振沿岸	胆振海岸 (白老海岸)	平成23年3月31日	自 北海道苫小牧市元町1丁目143番地南西角 至 北海道白老郡白老町字北吉原171番2南西角 ※苫小牧市及び白老町字石山15番1南西角から白老町字萩野62番西角までを除く。

イ 要配慮者が利用する施設の水位到達情報等の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位到達情報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

なお、水位到達情報等の伝達は、次のとおりとする。

水位到達情報報等の伝達系統図



- ウ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保
避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、本編第4章「避難対策」によるものとする。
- エ 洪水防災マップの作成
町は、町内2級河川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示した洪水防災マップ（ハザードマップ）を作成し、町民等へ配付するものとする。
- オ 浸水想定区域内等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、資料編のとおりとする。
- カ 要配慮者利用施設における対策
施設管理者等は、浸水想定区域内に施設がある場合、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備等に関する事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画を作成・変更した場合は町長へ報告しなければならない。
また、避難確保計画の実効性を高めるため、避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 水防計画

本計画とは別に、水防法に基づく「水防計画」を定めるものとする。

第3節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

- (1) 町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第4節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

（令和3年12月末時点）

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	47	43
土石流	41	13
計	88	56

- (2) 急傾斜地法の基づく急傾斜地崩壊危険区域の箇所数は次のとおり。

（令和3年12月末時点）

区分	箇所数

急傾斜地崩壊危険区域	2
------------	---

(3) 山地災害危険地区調査要領による山地災害危険箇所数は、次のとおりである。
(令和3年12月末時点)

区 分	箇所数
山腹崩落危険地区	19
地すべり崩壊危険地区	5
崩壊土砂流出危険地区	39
なだれ危険箇所	0
危険箇所数 計	63

2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や町民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

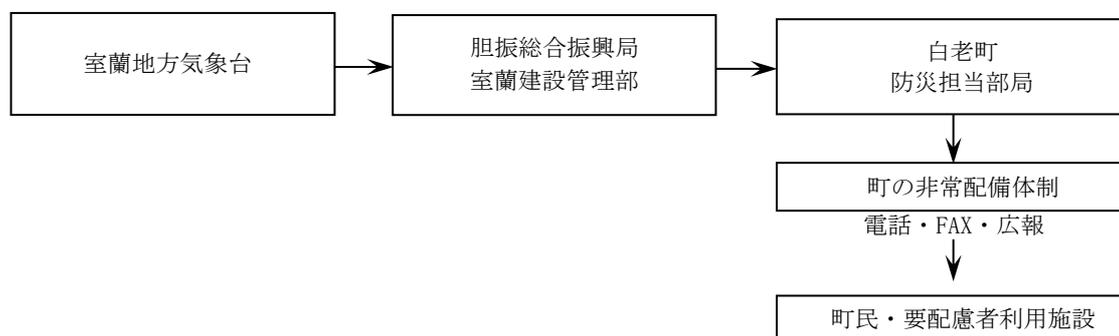
- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の周知を行うとともに道と協力して警戒区域の指定を促進していく。
- (2) 特に土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど管理に万全を期するものとともに、町民に対し、急傾斜地や渓流の異常の報告や町民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。
- (3) 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア 要配慮者が利用する施設の土砂災害警戒情報等の伝達

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設について、土砂災害の発生のおそれがある時に、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう土砂災害警戒情報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

なお、土砂災害警戒情報等の伝達は、次のとおりとする。

土砂災害警戒情報等の伝達系統図



イ 土砂災害防災マップの作成

町は、土砂災害警戒区域等の範囲、避難場所、避難時の心得などを示した土砂災害防災マップ（ハザードマップ）を作成し、町民等へ配付するものとする。

ウ 土砂災害警戒区域内等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は資料編のとおりとする

エ 要配慮者利用施設における対策

施設管理者等は、土砂災害警戒区域内に施設がある場合、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備等に関する事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画を作成・変更した場合は町長へ報告しなければならない。

また、避難確保計画の実効性を高めるため、避難訓練等の実施に努めるものとする。

第5節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道雪害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第6節 融雪害予防計画

融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第7節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は、道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」（資料編に記載）に基づき防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第4章 避難対策計画

第1節 避難対策計画

大雨、暴風等により河川の氾濫や火災の拡大の恐れがあるとき、又は、浸水、崖崩れ等の切迫した危険から、町民の安全を守るための避難対策計画は、次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

(2) 水防管理者(水防法第29条)

ア 水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第2編第2章第13節輸送計画（P60）の定めるところにより関係機関に協力要請す

- る。
- (4) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ア 警察官又は海上保安官は、(1)のア(イ)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。
- イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。
- (5) 自衛隊(自衛隊法第94条等)
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
- ア 町民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- イ 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- ウ 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- オ 町民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道(胆振総合振興局)、北海道警察本部(苫小牧警察署)、第一管区海上保安本部(室蘭海上保安部)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している室蘭地方气象台及び河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(3) 協力、援助

ア 苫小牧警察署

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 室蘭海上保安部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難指示等の基準

避難指示等及び災害発生情報の発令基準は、原則として次の場合とする。

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (2) 土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (3) 高潮、洪水により浸水が発生し、若しくは発生する兆候があると認められるとき。
- (4) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (5) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要としたとき。
 なお、土砂災害の関する避難指示若しくは緊急避難確保の発令基準は、原則として次の場合とする。
- (6) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- (7) 土砂災害が発生したとき、災害発生情報を発表する。

警戒レベル	町民がとるべき行動	町民に行動を促す情報	気象庁等の情報	
		避難情報等	大雨・土砂災害・高潮関連情報	氾濫情報
5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	・緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	・大雨特別警報	・氾濫発生情報
4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・避難指示	・土砂災害警戒情報 ・高潮警報 ・高潮特別警報	・氾濫危険情報
3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	・氾濫警戒情報
2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	-	・大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報	・氾濫注意情報
1	・災害への心構えを高める。	-	・早期注意報（警報級の可能性）	-

4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、SNS、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活

用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努め、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 指定緊急避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

5 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とする。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 町の対策

ア 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (ア) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (イ) 病院への移送

- (ウ) 施設等への緊急入所
 - エ 応急仮設住宅への優先的入居
町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。
 - オ 在宅者への支援
町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
 - カ 応援の要請
町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。
- (2) 外国人に対する対策
- 道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。
- ア 多言語による広報の充実
 - イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
 - ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

7 避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- (3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認めら

- れるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

10 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
- なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (5) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所

- の運営管理に努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。
- また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 苫小牧警察署は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- (12) 道及び町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
- また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

1.1 広域避難

- (1) 広域避難の協議等
- 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。
- (2) 道内における広域避難
- 町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。
- (3) 道外への広域避難
- ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道

に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（4）避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（5）関係機関の連携

ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

1.2 広域一時滞在

（1）道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災町民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災町民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 町長又は知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災町民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示するとともに被災町民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（2）道外への広域一時滞在

ア 災害発生により、被災町民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災町民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ 知事は、町長より道外広域一時滞りに関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。
- カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。
- キ 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。
- (3) 広域一時滞在避難者への対応
道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災町民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災町民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。
- (4) 内閣総理大臣による協議等の代行
内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は道が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。